

発第7号「東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に係る課題への対応を求める意見書案」について、日本共産党の討論を行います。

東日本大震災により発生した、膨大な災害ガレキをできるだけ速やかに処理することは、復興にとって最重要課題であることは言うまでもありません。

多くの国民は、被災県のガレキ処理を望んでいますが、処理がほとんど進まない背景には、政府が放射性物質の対策を真剣に行っていないことにあります。

政府は、国民の放射能汚染への不安にこたえるための、徹底的な調査や情報公開、住民が納得のいく放射能防護策などについて、安心できる明確な指針を示しておりません。

そのために、住民間に不信感が広がっており、自治体も、災害ガレキの受け入れに難色を示しているのです。現在政府は、災害ガレキのうち、特別に管理が必要な指定廃棄物は、セシウム134と137の濃度の合計で1キログラム当たり8000ベクレルとの暫定基準を定めましたが、これは、「当面の考え方」として示されたものです。この基準値は、政府の試算でも、処理に携わる作業員に年間1ミリシーベルト近い被爆を容認するものであり、福山市民の命と健康を守る立場から、この数値は到底認めることはできません。放射性物質は、封じ込め、移動、拡散させないことが大原則であります。

この問題について、国民の最大の関心事は放射能汚染です。

放射能はたとえ低線量であっても、外部被ばく、内部被ばくを受けると、身体にガンや白血病など様々な疾病のリスクを高めます。そのために、放射能に対する防御は、万全の上にも万全を期さなければなりません。

福山市は、昨年福島原子力発電所の事故以降、県内で初めて、大気や水道水の放射能調査を行い、今年度には食品の放射能調査のための委託事業費を計上するなど、先進的な取り組みを続けております。

また、議会では、昨年3月の予算特別委員会で、人体への被ばくを懸念し、派遣していた消防署員などを一時撤退するよう、要請する議論もありました。

これらの取り組みは、放射能の影響に対し、懸念が大きいからこそそのものであります。

ところが、発第7号については、次に述べる3点の理由により、大きな問題があります。

1点目は、放射能に汚染された災害ガレキと、そうでないものが、厳格に区別されていないということです。

そもそも、放射能に汚染された瓦礫については、先に述べたとおり、移動・拡散させるべきではなく、厳格な管理を行うべきものであり「基準値を超える」ことは、絶対にあってはなりません。

2点目に、放射線量の基準についてです。

政府の「暫定基準値」が高いものであることを是認している上に、当議案の5項目目の要望項目については、自治体が独自に設定した基準といえども、放射線量が「基準を上回る」ことを前提としており、さらに、放射線量が上回った場合についての対処も要請しております。

被災地の状況を鑑みれば、瓦礫の処理は必要であります。その際の基準としては「放射線量の測定を厳密に行い『未検出』となったもののみ」と対象を厳格化するべきですが、**残念ながら**、発第7号は、そのようにはなっておりません。

3点目に、被災地の災害ガレキ総量が当初より減少しており、「広域処分」そのものの必要性について、議論の余地があることです。

そのような時期に、被災県から1000キロ以上も離れた遠隔地に輸送し、処理の推進を求めることは、コスト面からも、輸送経路の安全性の面からも、疑問があります。国民的に議論し、結論を出すべき問題です。

以上のことから、日本共産党は、修正提案を提出することといたしました。

よって、発7号の意見書については、反対を表明して、討論といたします。以上であります。